

菊池地区危険物安全協会の会費負担金 並びに納入方法等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、菊池地区危険物安全協会規約第20条の規定に基づき、会費の負担金とその納入方法に関して必要な事項を定める。

(会費の負担金)

第2条 会費の負担金は年会費とし、正会員及び賛助会員との別により、別記会費算定表によるものとする。

2 正会員（規約第5条第1項第1号に規定する会員をいう。）にあつては、会費算定表第1項及び同表第2項に掲げる該当額を加えた額とする。

3 賛助会員（規約第5条第1項第2号に規定する会員をいう。）にあつては、会費算定表第3項に定める額とする。

(会員の新規入会)

第3条 会員として入会する者は、規約第6条の規定によるものとし、別紙入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

2 当該会員の会費は、前条の規定によるものとし、4月1日から9月末日までの入会者は年間負担金の全額とし、10月1日から3月末日までの入会者は、その半額とする。ただし、賛助会員にあつては、年間負担金の全額とする。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、1年1回とし、納入時期は6月末日を原則とする。

(会費の不返還)

第5条 退会した会員が既に納入した会費は、返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、設立総会のあった日から施行する。